

一般社団法人日本医学会連合  
加盟学会 各位

平素より日本医学会連合の活動にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。  
厚生労働省研究開発政策課より、「臨床研究法施行規則（案）」に関するご意見募集（パブリックコメント）お知らせについて、ご案内申し上げます。

日本医学会連合では標記の件について、2019年7月8日、厚生労働省に臨床研究法の見直しに関する要望書を提出しており

(<https://www.jmsf.or.jp/uploads/media/2023/08/20230826135635.pdf>)、  
今回の改正についてはその意見も反映のうえ、検討を進めたところでございます。

-----  
「臨床研究法施行規則（案）」に関するご意見募集（パブリックコメント）

<https://public-comment.e->

[gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495240247&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495240247&Mode=0)

・案件名

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について

・根拠法令条項

- 再生医療等安全性確保法第2条第5項、第3条第1項、第4条第1項及び第3項第2号（同法第5条第2項において準用する場合を含む。）、第26条第4項（同法第27条第3項及び第28条第6項において準用する場合を含む。）及び第5項第3号、第34条、第40条第1項、
- 臨床研究法第2条第1項並びに第2項第1号並びに第2号ロ、ニ及びへ、第3条第1項、第5条第1項及び第3項（同法第6条第2項において準用する場合を含む。）、第6条第1項、第9条、第12条、第13条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第23条第2項及び第4項第3号（同法第25条第3項及び第26条第6項において準用する場合を含む。）、等

・締切 2024年12月25日 17:00まで

-----  
内容をご確認いただき、特段のコメントがある場合は、個別に上記 URL よりご意見をお送りくださいますようお願いいたします。

よろしく願い申し上げます。

--

一般社団法人 日本医学会連合事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-28-8 日内会館 8階

T: 03-6240-0405 F: 03-6240-0406

E. [member@jmsf.or.jp](mailto:member@jmsf.or.jp) W. [www.jmsf.or.jp/](http://www.jmsf.or.jp/)